

## 学校閉鎖を中心とした公衆衛生対策

### 【新型インフルエンザ発生以前】

- 「新型インフルエンザ対策行動計画」において、国内発生早期には、国内での感染拡大を出来る限り抑えることを目的として、発生した地域において、学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、個人防護の徹底の周知等の公衆衛生対策を実施することとしていた。また、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」において学校の臨時休業に関して、下記の様に示していた。
  - 開始時期は原則として、都道府県において第1例目の患者が確認された時点とする※  
※ 管内での感染拡大が否定される場合を除く
  - 都道府県は、生活圏や通勤、通学の状況等を勘案して、市区町村単位で臨時休業の開始時期の要請の判断を行うこともあり得る。
  - また、患者が確認されていない都道府県においても、近隣の都道府県において学校等の臨時休業が実施された場合は、生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえ、学校等の臨時休業について検討し、必要であれば要請する。
  - 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の開始について判断し、実行する。
  - 都道府県は、原則として、積極的疫学調査の結果等をもとに、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚生労働省等と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、必要であれば要請する。
  - 学校等の設置者は、都道府県の要請を踏まえ、臨時休業の終了について判断し、実行する。

### 【新型インフルエンザ海外発生以後】

- 5月1日、WHOによるフェーズ5宣言（4月30日）を受け、総理の指示により開催された「第2回新型インフルエンザ対策本部会合」において、「基本的対処方針」の改定が行われた。ここでは、国内で患者が発生した場合には、ウイルスの特徴や感染拡大の恐れに応じて、患者や濃厚接触者が活動した地域等において弾力的、機動的に講じる措置として、
  - ・ 不要不急の外出自粛の要請
  - ・ 時差出勤や自転車・徒歩等による通勤の要請
  - ・ 集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請
  - ・ 必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請
  - ・ 事業者に対し不要不急の事業の縮小の要請等の感染拡大防止措置を徹底することが示された。

### 【新型インフルエンザ国内発生以後】

- 5月16日に兵庫県神戸市で海外渡航歴のない10代の高校性が、国立感染症研究所におけ

る検査の結果、新型インフルエンザ陽性となり、国内初の患者が発生したことが確定した。その後、上記男性と同じ高校に通う方や、神戸市在住の10代の方が新型インフルエンザであることが確定した。また、大坂府においても、同日、新型インフルエンザの患者が確認された。

- この報告を受け、同日朝、神戸市に担当官を派遣し、神戸市と協力しながら、積極的疫学調査や情報収集を実施した。神戸市においては、5月16日、17日に開催予定であった神戸まつりを中止した。
- 5月16日に新型インフルエンザ対策本部幹事会が開催され、それまでの「基本的対処方針」を踏まえ、当面講ずべき措置の具体的内容を決めたものとして「確認事項」を発出した。その時点までに確認された海外の症例等を見ると、今回の新型インフルエンザについては、通常の季節性インフルエンザと同様に感染性は強いが、多くの方が軽症のまま回復したことが確認されていた。しかし、基礎疾患のある方を中心に、重症化する傾向があり、死亡例も報告されていた。当時は感染力、病原性ともに未知の部分が多くあり、一定の社会活動の制限等の対応が必要と考えられた。そのため、「確認事項」において、地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において講ずる措置として、(表1)のような指針を示し、一定の社会活動の制限を要請した。

(表1)

| 対象             | 内容   |
|----------------|--|
| 学校(大学を除く)・保育施設 | 人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請。                |
| 事業者や学校         | 時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請。                               |
| 集会、スポーツ大会等     | 一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請。 |

- 学校閉鎖などを行った際に、流行のピークを遅らせるという効果と同時に国民生活や経済への影響を勘案しなければならないが、特に発生患者が部活動を通じた交流や移動範囲が広域である高校生であり、他の小、中、高校の児童・生徒を通じ地域の主たる感染源となりうること、感染経路・感染拡大の程度が特定できていなかったこと等から、特

定の学校等や学級の閉鎖にとどまらず、兵庫県、大阪府全域で学校の臨時休業を要請した。

- 5月22日に「基本的対処方針」を改訂し、国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ感染拡大を防ぐとともに、基礎疾患を有する者等を守るという目標を掲げ、対策を講じることとした。また、患者がごくわずかしか発生していない地域と、数多く発生している地域では対応が異なる為、地域を大きく2つのグループに分け（感染拡大防止地域、重症化防止重点地域）、その旨を「運用指針」として発出した（表2）。

（表2）「運用指針」における主な対応例

|                           | 発生患者   | 濃厚接触者    | 学校の臨時休業  |
|---------------------------|--|----------|--|
| 感染拡大防止地域<br>(感染初期、患者発生少数) | 感染症指定医療機関等への入院   | 外出自粛等の要請 | 市区町村の一部又は全部、場合によっては都道府県の全部での臨時休業   |
| 重症化防止重点地域<br>(急速な患者の増加)   | -基礎疾患を有する者等：初期症状が軽微であつても優先して入院治療<br>-基礎疾患を有する者等か明確でない者：重症者の兆候が見られる場合、速やかに入院治療<br>-軽症者：自宅療養 | 外出自粛等の要請 | 学校・保育施設等で患者が多く発生した場合、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、当該学校・保育施設等について、その設置者等の判断により臨時休業を行う。つまり、季節性インフルエンザと同様の対応となる。 |

- この「運用指針」によって、都道府県が状況に応じ柔軟に対応するという考え方を示したものの、当時、「重症化防止重点地域」と指定されることで、「感染が蔓延している」というイメージが生まれ、その地域への旅行や出張を取りやめるなどの観光業界への風評被害があり、多くの自治体が「重症化防止重点地域」と指定されることに抵抗感を持った。
- 6月12日、世界保健機関（WHO）は感染状況について異なる複数の地域（大陸）の国において地域（コミュニティ）での持続的な感染が認められるとして、WHOフェーズ分類を6とし、世界的な蔓延状況にあると宣言した。またこの頃には、感染者数は増加しており、特にこれから冬を迎える南半球において増加が著しかった。海外の流行状況や国内でも原因が特定できない散发事例が発生していることを見ると、秋冬に向けていつ全

国的かつ大規模な患者の増加を見てもおかしくない状況と考えられ、感染拡大防止措置による封じ込め対応は、既に困難な状況であると考えられた。そのため、患者数の増加に伴い増えると考えられる医療機関の負担を可能な限り減らし、重症患者に対する適切な医療を提供することを目指すため、6月19日に「運用指針」を改訂し、地域のグループ分けを止め、地域の実情に応じて対応可能とした上で、患者の入院措置や集団発生以外の事例の積極的疫学調査等の感染拡大防止措置を中止した。

- 6月19日に運用指針を改定し、学校閉鎖について下記の様に対応した。  
「都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し、必要に応じ臨時休業を要請する。なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能」

#### 【流行入り以降】

- 8月19日に厚生労働大臣から「新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行入りを迎えるに当たって」が公表されたことを受け、同日、文部科学省より「新型インフルエンザに関する対応について(第10報)」が発出され、各学校関係者に予防行動及び発症時の早期受診、臨時休業の措置について適切に講じられるよう周知が図られた。それを受けて、8月21日に厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部からも、全国の各衛生主管部局に向けて、「新型インフルエンザ(A/H1N1)に関する学校・保育施設等の関係者との連携の強化について(依頼)」を出し、各学校機関との連携を図り、適切な助言を行うよう通知した。
- 9月11日、WHOから「学校における対策について(新型インフルエンザ(A/H1N1)2009ブリーフィングノート10)」において、学校閉鎖及び学級閉鎖について言及するレポートが報告された。(臨時休業の可否等は複雑で状況により大きく異なり、WHOとしては特に推奨も反対も表明しない。感染ピークを抑えることによる医療負荷軽減やワクチン等の準備期間確保の効果が期待できるが、流行早期に行う必要がある。一方で、社会的経済的コストとの比較考量や、学校閉鎖による医療提供体制への悪影響、子どもの保健や福祉の確保という観点からも考慮することが必要)
- 9月24日、平成21年度厚生労働科学研究費補助金(新興再興感染症研究事業)「新型インフルエンザ大流行時の公衆衛生対策に関する研究」(主任研究者 押谷仁)研究班の「新型インフルエンザ流行時における学校閉鎖に関する基本的考え方」を基に、厚生労働省として「学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について」をまとめ、事務連絡を発出した。
- この事務連絡においては、臨時休業には「積極的臨時休業」と「消極的臨時休業」の2

種類のものがあること、流行の段階を少なくとも流行の開始の前後で二段階に分けて、都道府県等及び学校・保育施設等の設置者等が臨時休業の要否及び内容を検討することが適当であるなどの考え方を示した。(表3)

(表3) 流行の段階に応じた臨時休業の考え方

| 流行時期       | 感染の流行初期の段階   | 感染の拡大した段階                       |
|------------|--|---------------------------------|
| 休業の考え方     | 積極的臨時休業  | 消極的臨時休業                         |
| 閉鎖期間       | 5～7日間  | 5～7日より短縮した期間                    |
| 対象規模       | 当該学校等だけでなく、周辺学校等及び生徒・学生が集まる施設など。   | 学校等施設の運営継続維持の判断に応じて、学級閉鎖から検討する。 |
| 検討実施判断する主体 | 都道府県等自治体及び教育委員会  | 学校、都道府県等自治体及び教育委員会              |
| 感染状況の判断    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のインフルエンザ定点あたり報告数（地域で定点あたり報告数が1を超えた後に（前週の倍を超える等）急上昇を始めた時など）</li> <li>・学校・保育施設等内での患者発生動向</li> <li>・周辺地域の学校欠席率や学校閉鎖の状況</li> </ul> |                                 |

○ 10月1日 運用指針改定に伴い、下記の様に対応した。

「都道府県等が感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合、当該学校・保育施設等の設置者等に対し臨時休業を要請する。また、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、都道府県等は、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことが可能」

## サーベイランス

### 【新型インフルエンザ発生以前】

- 厚生労働省において、新型インフルエンザ行動計画も踏まえ、以下のサーベイランスを実施していたところ。(参考：新型インフルエンザ対策行動計画 P24)
  - 豚におけるインフルエンザのサーベイランス（新型インフルエンザウイルスの出現監視を目的とした感染源調査）。
  - 人で毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、約5,000の医療機関（指定届出機関）における感染症発生動向調査による患者発生の動向の週毎の把握（感染症発生動向調査）。
  - 約500機関において、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランス。（感染症発生動向調査）
  - インフルエンザ流行期におけるインフルエンザ関連死亡者数の把握。
  - 鳥インフルエンザ（H5N1）やその他の鳥インフルエンザ（四類感染症）の人への感染について、医師からの届出による全数把握。 等

### 【新型インフルエンザ発生以後】

2009年4月23日～8月14日

- 4月26日、メキシコにおいて、死亡例を伴うインフルエンザ患者が多数発生しているのを受け、メキシコに渡航していた者を対象として、検疫所と都道府県等が連携し、任意の健康観察を開始。
- 厚生労働省において、メキシコ、アメリカ、カナダにおいて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に規定する新型インフルエンザ等感染症が発生したことを、平成21年4月28日朝に宣言。
- 4月29日、行動計画において海外発生期に「新型インフルエンザの症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。」とあることから、米国の症例定義を参考に、国立感染症研究所感染症情報センターの意見を踏まえつつ、「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に係る症例定義について」（結核感染症課長通知）を発出した。  
また、本通知のなかで、行動計画には、海外発生期において「感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するために、アウトブレイクサーベイランスを開始する。」

とあることから、WHOにおける定義を参照しつつ、同通知において、医療機関が原因不明の呼吸器感染症患者のアウトブレイク（集団発生）を確認した場合に、都道府県へ直ちに連絡することとした。

（参考） 発生国への渡航歴・滞在歴については、以下の2つの観点から、症例定義の要件に含めることとした。

- ① インフルエンザの流行がまだ終息しておらず、発生国への渡航歴・滞在歴がなければ、季節性インフルエンザの患者が新型インフルエンザ疑い患者として報告されてしまうこと
- ② 季節性インフルエンザ患者も含めた多くの疑い事例の全てに、確定検査（PCR 検査）を行うのは不可能であったこと。

※ 感染症発生動向調査によれば、季節性第16週（4月13日-4月19日）に20万人のインフルエンザ患者が推定されていた。（4月23日時点で判明）

#### ＜参考＞症例定義抜粋

##### 疑似症患者

医師は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状があり、かつ次のア)イ)ウ)エ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを診察した場合、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア) 10日以内に、感染可能期間内にある新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）患者と濃厚な接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。）を有する者

イ) 10日以内に、新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に感染しているもしくはその疑いがある動物（豚等）との濃厚な接触歴を有する者

ウ) 10日以内に、新型インフルエンザウイルス（豚インフルエンザウイルスH1N1）を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

エ) 10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した

- 5月1日、「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について」（事務連絡）にて、メキシコ、アメリカ、カナダをそれぞれ「新型インフルエンザが蔓延している国又は地域」に定めた。また、同日、「新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について」（事務連絡）において、自治体における積極的疫学調査

や診断検査に資するべく、実施要綱（暫定版）を送付。

- 5月2日、全国の地方衛生研究所・検疫所等への、国立感染症研究所で作成した検査試薬（プローブ・プライマー）の配布、検査指針等の提供が完了し、全国規模での診断検査体制の構築が可能となった。
  - ※ 4月24日には、国立感染症研究所において、米国CDCが公表したカルフォルニア株の遺伝子配列を入手し、プライマーの作成に着手している。
- 5月4日、「新型インフルエンザの診断検査のための検体送付について」（事務連絡）において、ウイルス遺伝子検査（PCR検査）の精度を確認するため、地方衛生研究所における検査と同時に、国立感染症研究所に検体を搬送し、確定検査を行うこととした。
- 5月9日、症例定義の要件を十分に満たさない疑似症患者の報告例などが続発したことなどから、「新型インフルエンザ疑似症患者の取り扱いについて」（事務連絡）を発出し、疫学的な関連性の確認や除外診断の徹底などを依頼した。
- 5月9日、地方衛生研究所において、患者の届出に関する検査体制が整備されたことなどから、症例定義1回目の改定を行い、最終的な検査結果の確定については、国立感染症研究所において行うこと及び法に基づく届出にあたっては都道府県が「当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由な理由」があるかについて確認することとした。

※「当該感染症にかかっていると疑うにたる正当な理由」は、以下のような観点を総合的に加味して判断することとした。

- ① 疫学的な情報から、感染の疑いが濃厚であるか。
- ② 他の疾患に罹患している可能性について除外したか。
- ③ 臨床的にインフルエンザを疑わせる症状等があるか。

- 5月13日、「停留をはじめ、新型インフルエンザの潜伏期間に基づいて実施されている各種の水際対策については、その潜伏期間を7日間であることを前提として取り組むように要請する。」との専門家諮問委員会の提言を受け、5月13日に症例定義の潜伏期間に関わる日数の要件を変更した（症例定義を改定（2回目））。

※ 同日、健康監視の期間も10日間から7日間へ変更

- 5月16日、兵庫県神戸市において国内最初の新型インフルエンザ患者の発生を確認。
- 5月16日、「新型インフルエンザのサーベイランスの強化について」（事務連絡）



において、国内でのインフルエンザの集積（クラスター）や重症なインフルエンザが発生した場合に医師から自治体への報告を徹底するように依頼。

※ 5月16日、症例定義においては国立感染症研究所の検査結果をもって患者の確定を行っていたが、地方衛生研究所における検査態勢の整備状況等を勘案し、神戸市において第4例目から、地方衛生研究所の検査結果をもって確定することにした。（続けて17日大阪府、兵庫県、18日全国の地方衛生研究所及び検疫所にて、最終確定診断を可能とした）また、最終的な確定については地方衛生研究所において行うこととした。

○ 5月22日、新型インフルエンザ患者の発生及び患者数の増加を踏まえ、症例定義の3回目の改定。症例定義の要件から渡航歴・滞在歴をはずすとともに、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由」（疫学的な関連等）を、「感染が報告されている地域（国内外）への渡航歴・滞在歴」などとした。

※ 5月22日の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の策定と併せて変更することとした。

○ 5月22日、「インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について」（結核感染症課長通知）において、従来行っていた休校調査について、感染状況を踏まえ高等学校を対象施設に追加した。

○ 5月28日、「新型インフルエンザにおける病原体サーベイランスについて」（事務連絡）を発出し、これまでの季節性インフルエンザに関する病原体サーベイランスにおいて、新型インフルエンザの検査についても可能な限り実施し、サーベイランスに入力するように依頼。

○ 6月10日、「新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて（依頼）」（事務連絡）において、①インフルエンザ様患者の集団発生②入院を要するインフルエンザの患者の数について、保健所で把握し、国へ報告するように依頼。

○ 6月10日、「インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について（依頼）」（事務連絡）において、国内における新型インフルエンザのウイルスの広がりを迅速に把握するため、地方衛生研究所に対し病原体定点医療機関においてインフルエンザの患者から採取され、送付されたすべての検体について、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザの検査を行うよう依頼する等、病原体サーベイランスの強化を行なった。

○ 6月19日、厚生労働省の運用指針の改定。サーベイランスについては、「感染拡大

の早期探知」、「重症化及びウイルスの性状変化の監視」、「インフルエンザ全体の発生動向の的確な把握」を着実に実施していくこととし、全数把握からクラスターサーベイランス等を中心とした体制に切り替えることとしたが、その移行にあたっては、一定の準備期間を設けることとした。

- 6月25日、「新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について」（事務連絡）において、運用指針を踏まえ、今後のサーベイランス体制（注）についての考え方及び実施の方法を提示。クラスターサーベイランスにおいては、学校、社会福祉施設、医師から保健所へ発生の連絡を依頼。

（注）クラスターサーベイランス、インフルエンザ様疾患発生報告、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ入院サーベイランス、インフルエンザサーベイランス

- 6月25日、「新型インフルエンザの国内発生時における積極的疫学調査について」において、運用指針を踏まえた積極的疫学調査の進め方の考え方等について提示。

- 7月22日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第133号）が公布され、併せて、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について」（結核感染症課長通知）が発出された。それぞれ24日から施行、適用されており、これにより、法第12条の規定に基づく医師の届出の対象が、集団発生事例に限定されることとなった（全数把握の中止）。

- 7月24日、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」（新型インフルエンザ対策推進本部）を発出し、全数把握の中止に併せ、クラスターサーベイランス等の報告に係る手続を整理し、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合（大規模な集団発生や重篤な入院患者等）に係る事務局への速やかな連絡やiNESIDの活用について依頼。その他、地域の発生状況や検査体制に応じたウイルス検査を実施するよう依頼。

#### 2009年8月15日～12月

- 8月25日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第136号）が公布、施行され、法第12条に基づく医師の届出が、当分の間、不要であることとされた。併せて、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」（新型インフルエンザ対策推進本部）等が発出し、報告の対象となるクラスターの規模を見直す等、簡便かつ迅速に大規模な集団発生の端緒を把握する仕組みを整備した。

- 10月1日に、「基本的対処方針」及び厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育

施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」が改定され、10月8日に「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（改訂版）」を発出し、クラスターサーベイランスの報告対象は、医療機関・社会福祉施設等において、7日以内に10人以上の患者が集団発生した場合に限定し、施設長等からの連絡により把握することとした。

- 12月14日、「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について（二訂版）」（事務連絡）を発出した。この改訂により、クラスターサーベイランスの報告対象施設で、集計に負荷を与えていた保育所の報告を除き、入院サーベイランスでは、報告対象をインフルエンザ様症状を呈する患者とし、PCR検査については、死亡例又は重症化した患者のみに限定した。

## 発生地派遣

### 1. 横浜市

- 4月30日：疑い症例が入院している病院に厚生労働省職員を派遣。
- 5月1日：横浜市保健所と当該病院との調整目的で厚生労働省職員を派遣
- 5月3日：疑い症例が入院している病院、横浜市保健所に厚生労働省職員を派遣

✓ <成果>患者の病状など病院から聴取し、本省に報告するとともに横浜市とのリエゾン役を果たした。

### 2. 京都府

- 5月5日：疑い症例が入院している病院、京都府庁に厚生労働省職員を派遣

### 3. 成田空港

- 5月8日～15日まで：カナダ発、アメリカ経由で成田空港に到着した乗客のうち、4名が新型インフルエンザに感染していることが確認され、国立感染症研究所職員、FETP5名が派遣される。

✓ <成果>日本初の新型インフルエンザ発生事例について、検疫後の患者、停留者を対象とした疫学調査を実施した。これにより、その後の対応に有用な疫学情報等を早期に収集することが出来た。

### 4. 神戸市

- 5月16日～29日まで：兵庫県神戸市で国内最初の新型インフルエンザ患者の発生が確認され、厚生労働省職員、国立感染症研究所職員、FETP4名が派遣される。
- 5月19日：神戸市派遣チームより「神戸市・兵庫県における新型インフルエンザアウトブレイク対応」の現時点でのまとめについて報告あり。
- 5月20日：神戸市派遣チームの報告結果に基づき、舛添厚生労働大臣が「神戸市における新型インフルエンザの臨床像（43例の分析）」として感染者の臨床情報について記者会見。

✓ <成果>新型インフルエンザ発生初期の積極的疫学調査を実施したこと

により、新型インフルエンザ症例の臨床像、疫学的リンクが切れた症例が発生しているかどうか（市中感染が広がっているかどうか）等の疫学状況の確認を行った。

また、積極的疫学調査により、感染経路、症例の重症度、疫学的リンクの全体像などの情報が得られた。現地においては、発生初期で現場対応に苦慮する自治体に対して、時機を捉えた助言を行うことが出来た。そして、積極的疫学調査で得られた神戸市のデータをWHOに提供することで、6月12日にWER（Weekly Epidemiological Record）として全世界に配布され、発生初期に日本発のデータを提供することが出来た。

## 5. 大阪府

- 5月17日～30日まで：大阪府内の中高一貫校における新型インフルエンザ集団発生事例等の調査のため厚生労働省職員、国立感染症研究所職員、FETP2名が派遣される。
  - 5月22日：大阪府派遣チームの報告結果に基づき、舛添厚生労働大臣が「大阪府における新型インフルエンザの臨床像（69例の分析）」として感染者の臨床情報について記者会見。
  - 府内の病院での医療従事者発症に対する対応について調査を行った。新型インフルエンザの院内発生事例に対して具体的な対応を行う際の指針となった。
  - 大阪府内の中高一貫校における血清疫学調査を行った。
- ✓ <成果>感染状況等についての調査結果が大阪府における学校閉鎖期間の判断に寄与した

## 6. 京都市

- 5月25日～29日まで：京都市に厚生労働省職員、国立感染症研究所職員、FETP1名を派遣。現地調査を実施。
- ✓ <成果>患者の病状など病院から聴取し、本省に報告するとともに京都市とのリエゾン役を果たした。

## 7. 滋賀県

- 5月26日：滋賀県に厚生労働省職員、国立感染症研究所職員、FETP1名を派遣。現地調査を実施。
- ✓ <成果>患者の病状など病院から聴取し、本省に報告するとともに滋賀県とのリエゾン役を果たした。

## 8. 福岡市

- 6月8日～23日まで：福岡市内の小中学校における新型インフルエンザ集団発生事例調査のため、厚生労働省職員が派遣される
  - 6月9日～20日まで：同じく国立感染症研究所職員、FETP2名の疫学調査チームの派遣。
  - 6月19日に国立感染症研究所職員等から福岡市に対して中間報告を実施。
- ✓ <成果>積極的疫学調査により、感染経路、症例の重症度、疫学的リンクの全体像などの情報が得られた。現地においては、発生初期で現場対応に苦慮する自治体に対して、時機を捉えた助言を行うことが出来た。

## 9. 船橋市

- 6月11日～19日まで：船橋市内の小中学校における新型インフルエンザ集団発生事例調査のため、国立感染症研究所職員4名の疫学調査チームの派遣。
  - 6月26日に国立感染症研究所職員等から船橋市に対して中間報告を実施。
- ✓ <成果>積極的疫学調査により、感染経路、症例の重症度、疫学的リンクの全体像などの情報が得られた。現地においては、発生初期で現場対応に苦慮する自治体に対して、時機を捉えた助言を行うことが出来た。